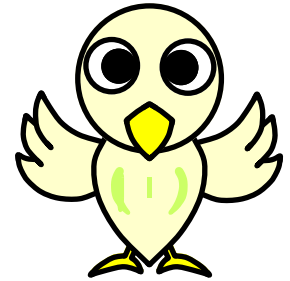


非常勤職員の募集について（障害者求人）

さいたま地方検察庁では、非常勤職員の募集をしています。
概要は以下のとおりです。



- 1 雇用期間
令和8年6月1日から令和9年3月31日まで
（雇用期間終了後も再採用する場合あり）
- 2 勤務を要する日及び勤務時間
毎週月曜日から金曜日（ただし、休日及び祝日は勤務を要しない。）
午前8時30分から午後5時15分までの間（実働7時間45分）
※就業時間は応相談
- 3 勤務場所
さいたま市浦和区高砂3-16-58
さいたま地方検察庁
（最寄り駅 JR「浦和駅」徒歩約13分、JR「中浦和駅」徒歩約15分）
- 4 業務内容
一般行政事務補助
書類の整理・配布、データ入力作業や集計、資料作成、郵便物の受発送、電話対応（可能な方のみ）、消耗品や物品の在庫確認・整理・補充、その他事務補助等
※障害の程度・状況により内容は応相談
- 5 基本給
時間額1,318円から1,694円程度（職務経歴等に応じて変動します。）
詳細はお問い合わせください。
- 6 応募資格
 - ① 日本国籍を有し、国家公務員法第38条の欠格条項に該当しない者
 - ② 年齢不問（ただし、高等学校卒業又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者）
 - ③ 次に掲げる手帳等の交付を受けている者（雇用期間において有効であることが必要）
 - ア 身体障害者手帳又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
 - イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業

センターによる知的障害者であることの判定書

ウ 精神障害者保健福祉手帳

7 申込方法

電話連絡の上、履歴書（顔写真添付）及び職務経歴書を各1通送付願います。

就労支援機関をご利用の方は、当該就労支援機関のパンフレット（写し可）及び担当者がわかるものを同封してください。

また、業務遂行上必要な配慮を確認させていただくため、履歴書の余白に障害名と等級及び就業に当たっての配慮事項をご記入ください。なお、障害名と等級の記載については障害者手帳の写しでも代用可能です。

8 その他

履歴書については市販の様式で差し支えありませんが、業務上有用と思われる資格や経験を記載してください。

なお、応募により取得した個人情報、採用手続の事務の目的以外に利用することはありません。

また、応募の秘密は厳守します。

採用内定者は、内定後すぐに、卒業証明書、過去に在職した会社等の在職証明書等必要書類を提出していただきます。

9 申込み、問合せ先

さいたま地方検察庁事務局人事課人事第一係

TEL 048—863—2221（内線219、287）



さいたま地検広報キャラクター

しらこばちゃん